

# 経営者のための



# 銀行交渉術

と

# 最新税務情報

第 76 号

平成 31 年 4 月 4 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪市城東区野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## ■平成 31 年度税制改正大綱のポイント－相続税・民法関連－ ■

今回は、民法改正に伴う税制上の規定の整備について、改めて確認してみましょう。

### 1. 民法改正に伴う配偶者居住権の取扱い

#### (1) 配偶者居住権の概要

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになります。被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。この改正は 2020 年 4 月 1 日に施行されます。

#### (2) 改正のポイント

上記改正に伴い、相続税における配偶者居住権等の評価方法が規定されます。

##### ①配偶者居住権

建物の相続税評価額 - 建物の相続税評価額 × (残存耐用年数 - 存続年数) ÷ 残存耐用年数 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

##### ②配偶者居住権が設定された建物（以下「居住建物」）の所有権

建物の相続税評価額 - 配偶者居住権の価額

##### ③配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の相続税評価額 - 土地等の相続税評価額 × 存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

##### ④居住建物の敷地の所有権等

土地等の相続税評価額 - 敷地の利用に関する権利の価額

※上記の相続税評価額は、配偶者居住権が設定されていない場合の相続税評価額とします。

### 2. 特別の寄与の制度の創設

#### (1) 概要

相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、

相続人に対して金銭の請求をすることができるようになります。

この改正は 2019 年 7 月 1 日に施行されます。

#### (2) 改正のポイント

##### ①特別寄与者

民法改正により設けられる特別寄与者が支払を受ける特別寄与料については、

遺贈により取得したものとみなして相続税の対象となります。

##### ②特別寄与料を支払う相続人

相続人が支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人の相続税の課税価格から控除されます。

##### ③特別寄与料が確定しない場合

相続税の申告期限までに支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定しない場合には、

確定後 4 月以内に限り更正の請求をすることができます。

##### ④新たに相続税の納税義務が生じる者

特別寄与者が新たに相続税の申告義務が生じた場合には、当該事由が生じたことを知った日から 10 月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。

(出典 税務懇話会)